

■住宅性能向上工事の内容(別表1)

部分及び部位	性能等基準
断熱材	既設の断熱性能を上回る断熱材の設置
開口部	既設の断熱性能を上回る建具への改修
屋根材、外壁材	省エネに有効な対策を講じた工事(断熱・遮熱塗料の施工、断熱・遮熱に効果のある材料による改修等)として町長が認めるもの
高効率給湯器	エコキュート、エコジョーズ、エコフィール、エコウィル、エネファーム等の高効率給湯器や燃料電池システムの設置(詳細は役場振興課へお尋ねください)
薪ストーブ設置	薪・木質ペレットを燃料に使用するストーブ、ボイラー等の機器
その他諸設備等	省エネに有効な対策を講じた工事として町長が認めるもの

■池田町住宅リフォームの対象及び対象外工事(上記別表1を伴う工事であること)

1. 対象工事

増築工事	既存の住宅部がない場所に新たに住宅部を建築し、又は、既存の住宅部分以外の部分を住宅部分に変更することにより、住宅部分の床面積を増加させる工事で当該工事の施工面積が、10㎡未満であること。
修繕工事	住宅の機能、性能、安全性、耐久性及び居住性を維持又は向上させるための工事で、次に掲げるもの。 ① 基礎、土台、柱、筋交い等の工事 ② 間取り変更等の模様替えを行う工事 ③ 台所、浴室又は便所等を改修する工事 ④ 断熱改修工事、気密改修工事又は遮音工事 ⑤ 建具、開口部等の工事
設備工事	住宅の機能、性能、安全性、耐久性及び居住性を維持又は向上させるための工事のうち、次に掲げるもので、配線、配管工事を伴うもの又は部屋の内装等の工事を伴うもの。 ① 住宅設備(IHクッキングヒーター、ガスコンロ、湯沸し器等)、衛生設備等の工事 ② 避難・防火設備、換気設備等の工事 ③ 暖房設備(床暖房、蓄熱暖房、FF式ファンヒーター等の敷設)の工事

2 対象外工事等

新築工事	新築工事の全て
外構工事	住宅に附帯する門、壁、擁壁、車庫、通路等の新設、修繕する工事
設備工事	住宅設備、衛生設備、避難設備、防火設備、換気設備、暖房設備等の機器本体のみの取替え又は部品交換
その他	・電化製品等の購入は、床、壁又は天井いずれにも固定されない電化製品等の購入及び部品交換 ※エアコン等の取付式電化製品も工事を伴わないものは対象外 ・国、県及び町から別途補助を受けることができる工事は、補助対象から除外。 ・前年度に町のエコ住宅リフォーム促進事業制度を利用された方は対象となりません。

※注意事項

◎店舗兼用住宅のリフォームに際して、店舗部分の改修も希望する場合は「池田町商業振興対策事業補助金」の制度が利用できます。

お申込み・お問合せ先

池田町役場振興課 商工観光係 電話62-3127 内線164